

平成27年11月25日
日本生命保険相互会社

同性パートナーの死亡保険金受取人指定に関する取扱いについて

日本生命保険相互会社（社長：筒井義信、以下「当社」）では、平成27年11月19日から、同性パートナー（※1）を死亡保険金受取人に指定することを希望されるお客様が、渋谷区にて発行される「パートナーシップ証明書」をお持ちの場合については、簡易にお手続きいただける取扱いを開始しました（※2）。

当社では、死亡保険金の受取人については原則親族等をご指定いただいておりますが、これまでも、ご契約者から同性パートナーを受取人に指定することを希望された場合には、同居実態や戸籍上の配偶者有無等、被保険者と受取人の関係等を確認のうえ、指定可否を判断してまいりました。

こうした中で、平成27年11月5日より渋谷区にて発行されている「パートナーシップ証明書」につきましては、その発行要件により被保険者と受取人の関係等について確認が可能なことから、同証明書の写しを提出いただくことで、同性パートナーを死亡保険金の受取人に指定することについて、よりスムーズにお手続きいただける取扱いとしました。

今後も引き続き、様々なお客様の声にお応えできるよう、サービス向上に努めてまいります。

以 上

※1 男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える、戸籍上の性別が同一である社会生活関係の相手方を「同性パートナー」と表記しています。

※2 保険のご加入については、お客様の告知等から得られた健康状態に関する情報をもとに個々判断を行っており、お客様の健康状態や傷病歴等によってはお引受けできない場合もあります。